

## 誓 約 書

平成 年 月 日

天理市社会福祉協議会  
会 長 様

〒 ー  
住 所  
【使用者】  
氏 名 ⑩  
〒 ー  
住 所  
【運転者】  
氏 名 ⑩

天理市社会福祉協議会の福祉自動車（車椅子対応）貸出にあたり、福祉自動車貸出要綱を遵守するとともに、下記に掲げる事項について誓約いたします。

### 記

第1条 使用者は、次に各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉自動車を適切な方法で使用及び管理をしなければならない。
- (2) 福祉自動車を目的以外に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第2条 使用者は、貸出期間終了後、当該福祉自動車を整備し、速やかに天理市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に返却するものとする。

第3条 使用者並びに福祉自動車の運転者は、貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合は、当該事故の大小にかかわらず法令の処置をとるとともに、次の各号に定めるところにより処置するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を会長に報告すること。
- (2) 当該事故に関し、社協が契約している保険会社の指示に従うこと。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。

第4条 使用者並び福祉自動車運転者は、前条のほか自らの責任において、事故の解決に努めなければならない。

第5条 社協は、貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合は、一切責任を、負わないものとする。ただし、当該事故の責任が社協に帰する場合はこの限りではない。

なお、福祉自動車の運転手は、社協が加入している自動車保険を利用することができる。

2 貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合、当該事故に係る損害賠償及び被害者に対する治療費、休業補償、見舞金、慰謝料、賠償金等の合計額が、社協の加入している自動車保険の補償金額を超過した場合は、当該福祉自動車の運転者が負担し、免責分についても運転者が負担するものとする。

3 貸出期間中に当該福祉自動車の運転者が、交通違反をし、罰金又は科料に処されあるいは、反則金の納付通告を受けた場合の費用は、全額当該運転者が負担するものとする。